

## 平成24年度第2回 愛媛県食の安全安心推進県民会議 議事概要

〔日時：平成25年3月22日（金）13：00～14：20  
場所：県議会議事堂4F 総務企画委員会室〕

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) BSE対策の見直しについて

- ・ BSE対策の見直しに係る国の対応（再評価実施の経緯、検査対象月齢の引上げ、特定危険部位の変更、今後の更なる見直し 等）について、**資料1**に基づき説明

〔白川委員〕

今回の国の見直しは、科学的にルールを検討された結果だと説明があり、我々はよく理解できた。しかし、これまでずっと県では全頭検査を実施してきた。今後、国の補助がある間は全頭検査を続けるが、それが打ち切られるときには見直しを行うと聞いた。やはり、県民にはこうした情報は届きにくいと考えた方がいいと思うし、県民の不安を取り除くためには、できるだけ多くの説明の機会を持ち、リスクコミュニケーションを実施してもらいたい。

〔薬務衛生課〕

県では、4月以降も全頭検査の継続を前提とした予算を計上している。厚生労働省が、食品安全委員会からの二次答申を受け、見直しに入るまでの間には、県民の皆様に対し、5地方局（支局含む）単位で開催している食の安全安心県民講座等をはじめ、あらゆる機会を通じてわかりやすく説明し、周知を図っていきたい。

〔田中委員〕

県内で食肉センターは、150万弱県民の中で1か所しかない。日本で一番安全安心な食品が牛肉だと思っている。県の予算で全頭検査を実施もらえれば安全安心を続けられると思うのでよろしくお願したい。

〔大隈会長〕

非常に県民の関心が高いエリアだと思うので、そういう意味で、リスクコミュニケーションが大事ということに異存はないと思う。今の段階では夏に見直しになる確率が高いとのことだったが、県が見直すに当たって、この県民会議で意見を求めるのか。

〔薬務衛生課〕

仮に県が見直しをするとして、その前段階には、この県民会議でも取り上げさせてもらいたい。

[大隈会長]

みなさんご意見等があるだろうが、今日の段階では、まだはっきりしない面が非常に多く、あまり議論が深まらない。次回はもうちょっと具体的に説明があると考えているのでよろしくお願ひしたい。

## (2) 愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の中間見直し(案)について

- ・ 中間見直し案の概要(具体的な取組みの追加、推進指標の検討、BSE関連箇所)について、**資料2～5**に基づき説明 [→各委員了承]

[白川委員]

事務局から事前に意見照会があったので、「BSE対策の見直しに当たっては、リスクコミュニケーションが不可欠。その記述をリスクコミュニケーションの推進(資料3、23ページ)の中にできないか。」という意見を出した。事務局から説明があったが、と畜場等の監視指導等(資料3、17～18ページ)に載せるのはおかしいし、リスクコミュニケーションの推進(資料3、23ページ)のところはどうかと思ったが、確かに、BSEだけ載せるのもおかしい。予算を取ってリスクコミュニケーションをきちんと実施するという事なので、計画上の表現はこれでいいかなと思う。

[大隈会長]

具体的な取組みの追加項目のうち、クドアというのをよく知らなかったが、現場で問題になっていることなど、松岡委員から補足はないか。ヒラメ以外は大丈夫なのか。

[松岡委員]

流通には非常に影響しており、生かしたままの流通は非常に少なくなっていると思う。うちの加工場では、3枚におろしてすべて冷凍して出荷している。特に松山のホテル等大きいホテルではあまりヒラメを使わない状況。まったく使わないという意見も出ており、別の白身の魚を探しているという状況がある。また、今のところヒラメ以外の寄生は確認されておらず、冷凍しているものは大丈夫だと思う。クドアそのものを私も見たことはないのだが。うちでは出荷前検査を実施している。

[岡田委員]

どの魚にも普通に寄生虫はいる。新種クドアのように食中毒の原因になる虫ばかりではない。

[大隈会長]

具体的な取組みの追加項目のうち、JAS法と食品衛生法の食品表示の一元化は、私も過去に議論したことがあるがうまくいかず、ここまでの段階に達したのかと感慨無量である。関係事業者の検査等の効率的な体制を組んでもらいたい。

また、推進指標についても具体的に説明があったが、一番数値が増えたのは、施策の方向3の農薬適正使用講習会・研修会の開催回数だと思う。予想よりも増えて、実

質的には目標値の倍以上になっている。GAP（農業生産工程管理）のような新しい技術の導入等により増えており、予測はしにくいものの今後急に減ることはなかろうということで、410件という目標に修正したとのことだった。その他の推進指標は、実績を踏まえ、現実性と目標の両方を鑑みて設定したとのことだった。

[逸見委員]

実施可能な数値目標をあげ、地に足の着いた中間見直し案になっていると思う。

### (3) 平成 25 年度愛媛県食品衛生監視指導計画（案）について

・ 計画案について概要及び 24 年度からの変更点等を中心に、資料 6 に基づき説明

[→各委員了承]

[大隈会長]

先ほどの説明で、漬物製造業を C ランクにしたという話があったが、もう少し具体的に説明を。

[薬務衛生課]

業種別の監視指導回数の設定（資料 6、1～2 ページ）には、ランクが A から D までであり、食中毒の発生頻度の高い順に、A ランク・年 3 回、B ランク・年 2 回、C ランク・年 1 回、比較的风险が低い業態は、D ランク・2 年に 1 回となっている。漬物製造業は許可業種ではないため D ランクだったが、昨年の北海道の浅漬けの食中毒事件発生を受け、1 日の最大製造量が 100 kg 以上の漬物製造業については、年 1 回の C ランクに上げている。

[大隈会長]

100 kg 以上の漬物製造業に該当する事業者は県下でどれくらいあるのか。

[薬務衛生課]

把握できている範囲だが、漬物製造業が 617 施設でそのうちの 13 施設が該当する。また、松山市保健所管内では、51 施設あるうちの 2 施設となっている。

[大隈会長]

愛媛県 HACCP 制度の導入後の状況はどうか。マークを作ったりもしていたが。

[薬務衛生課]

当制度は、平成 22 年 10 月開始。当初、認証対象業種は菓子製造業のみだったが、許可を必要とする製造業 24 業種に拡大し、さらに今年度 10 月 1 日からは、鶏卵選別包装施設（GP センター）、鶏の液卵製造業の 2 業種を追加して運用している。これまで 8 社 12 施設を認証しており、このうち 1 施設が清涼飲料水製造業で、他は菓子製造業となっている。

[大隈会長]

（マークを）つけて良かった等、取得業者の反応がはっきりする段階ではまだないのか。とにかくやってみたというところか。

[薬務衛生課]

対象業種を増やして普及啓発に努めているところ。国の認証制度に比べて、ソフト面の充実など、比較的取得しやすい制度となっている。

[田中委員]

保健所職員の監視指導は、事故防止に大変有効な手段だと考えている。地方局の統合等で監視員の負担も大変大きくなっていると思うが、今後とも確実に実施すべき重要な案件だと考えている。食品衛生協会としても、食品衛生推進員、食品衛生指導員の資質向上に積極的に努めてまいりたい。

[川本委員]

身近で大きいことが起きればびっくりするのだろうが、起こったことがないせいか、大きいことでも意識が低い。普段から注意を払いたい。

[白川委員]

今の話で、何か起こったときに影響を受けやすい人が、なかなか情報を、的確に取れない状況があると思う。先日、ある施設で回収対象になっていた加湿器だったか空気清浄器だったかが、知らずに使用されていて火事が起こったという事態があったが、回収対象になると呼びかけても、割合、申し出は少ないらしい。

食の安全・安心情報提供事業では、HPやメールマガジン、県民講座での情報提供はもちろんだが、なかなか情報を取りにいかない人等、より多くの方々に、情報をどうやって提供するかということについて努力してもらいたい。また、この項目を見ると、ぼうっとしてはその情報は手に入らないのかなと思ったりする。日常的にマスメディアを利用する、テレビなどで情報番組を県が一コマ持つとか、なかなかむづかしいだろうが、そういった工夫もお願いしたい。

[大隈会長]

県の情報発信の話になると、行政がこんなにいろいろやっていることを委員になるまで全然知らなかったという話がよく出てくる。午前中にあった愛媛県男女共同参画会議でも、どうやってPRするのかという話が出たが、面白かったのが、コンビニを使えないのかという話だ。東日本大震災では、ライフラインを維持するのに重要な施設だということがわかってきたし、今では、税金の支払い等、半分役所みたいな機能を果たしている。コンビニはもちろん民間なので、どういうふうに作ろうが民間の勝手だが、大震災の経験を生かし、行政と連携していけないか。役所に行くとパンフレット等を置いてあるが、見ないで通り過ぎることが多い。お年寄りも、コンビニをだんだん利用するようになってきたので、コンビニのちょっとしたコーナーにパンフレット等を置いてあると見るんじゃないかという話が出た。難しい話かなという気が基本的にはするが、県庁の中でこういった議論はあるのか。行政広報の一環として、民間の力を有効に使おうという話はあるのか。

[薬務衛生課]

大手スーパー等と協定を結んで、店頭イベントパンフレット等を入れたスタンドを置いている事例が何社かある。相手方があることだが、広げていければいいかなと思う。

[岡田委員]

県庁まで来なくても、スーパーに行けばいろんなパンフレットが置いてあるのでよく利用している。結構みなさん見ているようだ。

[大隈会長]

なるほど。大手スーパーだと対応も簡単なのだろうか。コンビニはこのごろ生鮮食品も置いてあり、なんでもそろそろようになってきたので、お年寄りの利用が増えている。全く私的な考えだが、今後の方向性としては、さらに踏み込んで考えていいのではないかと思う。

#### (4) 景品表示法に基づく措置命令について【報告事項】

- ・平成 24 年 10 月に消費者庁が行った、「あわび」の原産地表示に係る不適正表示に対する景品表示法に基づく措置命令について資料 7 に基づき報告

[松岡委員]

ぼっちゃん島あわびの産地はどこか。

[岡田委員]

中島で養殖されている。ぼっちゃん島あわびにしては、写真（資料 7、3 ページ）のあわびは大きすぎる。もう少し小ぶりだ。

[松岡委員]

養殖は小さいものが多い。だいたい 7 cm から 8 cm くらい。

[岡田委員]

この写真のあわびはすごく立派（大きい）なので、ぼっちゃん島あわびではないなと思う。広告だから大きくしたかったのかもしれない。

<総括意見>

[逸見委員]

今回もきちんと審議されたと思っている。食の安全安心の推進に関する計画の中間見直し案及び平成 25 年度愛媛県食品衛生監視指導計画案は、より消費者側に立ち、きちんとした計画案になっていると思う。

資料について事務局に一つお願いがある。説明の際、資料☆の□ページのように言われるが、それをベースとなる資料の該当ページに、（資料☆の□ページ参照）と書いておいてもらえると、後から見直す時にも見直しやすい。私はどの審議会でも言わせてもらっている。作成者側はよくわかってきちんと系統的にまとめておられるが、それを説明するときには、（資料☆の□ページ）と補足があるとありがたい。例えば、資料 3 に資料 2 のことをまとめてあるが、その資料 3 に（資料 2 の□ページ参照）と書かれていると後で見直す時にも便利であるし、説明を聞いているときにも探しやすい。

〔大隈会長〕

今回は資料も多く、見るのが大変だったと思うので、次回は工夫してもらいたい。

最後になるが、夏に向けて、今後BSEの話を進められるわけだが、若干心配していることがある。今、県は全頭検査をしているが、検査対象月齢は20か月齢超で、4月からはそれが30か月齢超となる。今後の国の更なる見直しによって、例えば、検査を実施しないことになる、県では、全頭検査から検査ゼロということになるので、よほど県民のみなさんがきちんと理解していないと、「えー、そんなに変わっちゃうの。」という話になりかねない。今は、国の基準が20か月齢超を検査の対象としているにも関わらず、県では全頭検査をやっているわけなので、検査対象月齢がさらに引き上げられても、地方自治体が判断してより厳しくやってもいいんじゃないかという意見が、論理的には当然出てくると思う。そのときにどのように説明するのか。これはもちろん愛媛県だけのことでなくて、厚生労働省の指導の仕方というのもあると思うが、その食い違いと言うか、片方の論理の筋の通し方と、説明の方に発生する食い違いという点を、よく吟味してもらいたい。

もうちょっと大きな話をすれば、安全衛生という話は、人の命に係わるものである、地方分権とは、噛み合わないところがあるわけだが、国と違うことをやる場合には、この地域は独特の事情があるんだと、それが安全衛生に合うんだというのがまあ筋だろうと思う。同じ対応をするならするで、違う対応をするならするで、きちんと説明できるよう整理しておく必要があると思う。これはむしろ、霞が関（国）がちゃんと整理をしてもらいたいなと僕は思っている。この事柄について、地方分権は成り立つんだというなら、やはり地方自治体独自の考え方を打ち出してほしいし、いやいやそうではなくて、これはやはり安全衛生に関わるため、全国で一律にやっついていかないといけないんだというならいうで、ちゃんとそこの理屈を立てるということを、これはむしろ霞が関（国）の人にやってもらわなくてはならないと思っているので、皆さん（県）も、国と話をする機会があれば、そういう懸念も誰かが言っていたということを伝え、向こう（国）の反応を吟味してもらえればと思う。

## 5 閉 会